

# 共に育む 『教育の日』

2012

1



## ■共に育む『教育の日』記念講演会

11月5日(土) 町民体育館において、いきいき学びの町AMI共に育む『教育の日』が開催されました。記念講演会では工学博士である五日市剛氏を講師に招き「言葉のチカラ」について、日常の言葉の使い方と感謝の心の大切さについて事例を交えながら講話いただきました。『教育の日』は、町民一人一人の教育に対する意識改革のきっかけをつくる日として毎年11月に開催されており、今年で第21回になります。約500人の参加者は講演を聴いたのち、感謝の心を持って会場をあとにしました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

# 広報あみ

- 所得税・住民税の申告手続きはお早めに … 2
- 国保/国保医療費の状況をお知らせします … 4
- 年金/20歳のスタート。国民年金 … 6
- 子育てを応援します/放課後児童クラブ紹介 … 7
- 町民活動センターだより<えがお> … 11
- 図書館へようこそ! … 12

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL [ami@town.ami.lg.jp](mailto:ami@town.ami.lg.jp)

平成 23 年分 (平成 24 年度)

# 所得税・住民税(町・県民税)の申告 手続きはお早めに

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

## 所得税の確定申告

所得税の確定申告とは、毎年の1月1日～12月31日までの1年間に生じたすべての所得金額とそれに対応する所得税額などを計算し、確定申告期限までに確定申告書を税務署に提出して、源泉徴収や予定納税で納めた所得税の過不足を清算する手続きです。  
また、納め過ぎた所得税の還付を受ける確定申告を還付申告といえます。

## 住民税(町・県民税)の申告

昨年中に収入のなかった人、遺族年金・障害者年金・失業保険などの非課税所得のみの人や、町内在住以外の人の扶養となっている人も、住民税申告が必要となります。  
非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などの際に必要となりますので、平成24年3月15日(木)までに必ず申告してください。

確定申告書を提出する人は、住民税申告書の提出は不要です

## 持参するもの

- ▼ 給与所得の源泉徴収票(原本を提出)
- ▼ 公的年金などの源泉徴収票(原本を提出)
- ▼ 事業所得や不動産所得がある人は、▼ 『収支内訳書』を作成するために必要となる収入(売上)金額や仕入金額のわかる資料・経費の金額のわかる資料▼ 固定資産税の納税通知書など
- ▼ ご本人やご家族のために支払った医療費が所得の5%以上(所得が200万円以上)の場合には10万円以上ある人は、▼ 医療費の領収書(原本)▼ 生命保険会社や健康保険組合から給付金などで補てんされた額のわかる資料▼ 支払った医療費を治療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに集計した『医療費明細書』
- ▼ 健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの社会保険料の支払証明書
- ▼ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の支払証明書
- ▼ 寄付金の受領証など、寄付

金額と内容のわかるもの

- ▼ 障害者の人または障害者を扶養する人は、▼ 障害者手帳▼ 療育手帳▼ 要介護認定に伴う障害者控除認定書など
- ▼ 印章(認印) ※ゴム印不可
- ▼ 黒ボールペン・計算機

※ 所得税が還付になる人は、還付を受ける申告者名義の金融機関の預貯金口座のわかるもの(預貯金通帳など)をご持参ください

## 税務署での確定申告

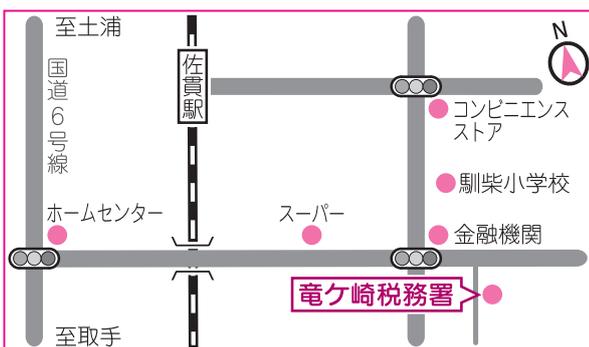
- 期間  
平成24年2月16日(木)～3月15日(木)(土・日を除く)、および2月19日(日)・26日(日)
- 時間  
午前9時～午後5時まで
- ▼ 還付申告は平成24年1月4日(水)から(土・日・祝日を除く)受付できますので、混雑が予想される確定申告期間より前に税務署で申告されることをお勧めします
- ▼ 提出先(郵送可)  
〒301-1860 龍ヶ崎 市川原代町1182-15  
龍ヶ崎税務署個人課税部門

## インターネットでの確定申告

確定申告期間中、税務署や町の申告相談窓口および駐車場は大変混雑し、長時間お待ちいただくかなければなりません。自宅で申告書を作成し、郵送またはeTax(電子申告)で寄付金控除や雑損控除などの申告書が提出できる便利なインターネットをご利用ください。

▼ 国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>  
確定申告書等作成コーナー

## 龍ヶ崎税務署までの案内図



●申告相談会 会場: 役場 3 階 301 会議室

区分	期間	時間	対象
<b>所得税還付申告 住民税申告の相談</b> ※事業所得・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	平成 24 年 2 月 8 日(水) ~ 2 月 15 日(水) (土・日を除く)	<b>▶受付時間</b> 午前 7 時に役場北口玄関を開錠しますので、3 階の申告相談会場入口の受付番号簿に氏名を記入してください。 8 時 30 分から番号札を配布します。	▶給与所得や公的年金などによる雑所得が 1 か所のみの人で、医療費控除・社会保険料控除などの追加により所得税が還付になる人 ▶確定申告の必要がなく、住民税申告の人
<b>所得税確定申告 住民税申告</b> ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	平成 24 年 2 月 16 日(木) ~ 3 月 15 日(木) (土・日を除く) および日曜申告 2 月 19 日(日)・26 日(日)	<b>▶受付終了時間</b> 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※ 2 月 19 日(日)・26 日(日)は午前 11 時まで受付します ※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります <b>▶相談時間</b> 午前 8 時 45 分から開始します。	上記の人に加えて ▶事業所得(営業・農業など)や不動産所得などがある人 ▶確定申告により所得税が納税となる人 ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場での申告

町では、住民税(町・県民税)の申告受付に併せて、所得税の確定申告(還付申告)についても申告相談と申告書の收受を上記の申告期間に限り、役場 3 階の 301 会議室で行います。

▶申告相談の期間中は 1 階の税務課の申告担当窓口は閉鎖となりますので、住民税申告の受付や申告書の配布につきましては 3 階の申告相談会場で行います。なお、電話での詳しい申告相談はできません

▶確定申告書・医療費明細書などの役場での配布は 1 月下旬からを予定しています。また、国税庁ホームページからダウンロードして印刷することができます。郵送を希望する場合には、竜ヶ崎税務署に電話でご相談ください

▶役場での還付申告期間の拡大に伴い、うずら出張所・君原公民館・舟島ふれあいセンターでの申告相談は行わないことになりました

役場で相談できない申告

提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な資料がそろっていない場合には、申告相談を受付できません。また、次の申告につきましては、竜ヶ崎税務署でご相談ください。

▶事業所得(営業等)の初年度申告、震災による事業用資産・棚卸資産などの被害、利子所得、配当所得、山林所得、変動所得・臨時所得の平均課税、給与所得者の特定支出控除、雑損控除(震災による被害以外のもの)、総合譲渡所得(ゴルフ会員権、貴金属など)、分離譲渡所得(土地・建物、株式など)

▶住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除、電子証明書等特別控除、外国税額控除  
 ▶青色申告、修正申告、更正の請求、過去の年分の申告、損失申告など

東日本大震災により被害を受けられた人へ

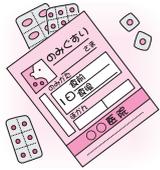
震災により、ご本人や扶養するご家族などが所有する住宅や家財などに損害を受けられた人は、雑損控除などの所得税・住民税の軽減措置の適用となる場合があります。また、震災特例法の適用により、平成 22 年分または 23 年分のみならず、これらの軽減措置の適用となる場合があります。

混雑が予想される確定申告期間前に、竜ヶ崎税務署へ相談されることをお勧めします。  
**●必要書類**  
 ▶被害を受けた資産の取得時期・取得価額のわかる資料(請負契約書・登記事項証明書など)  
 ▶被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用・修繕費などのわかる資料(領収書など)  
 ▶保険金の支払通知書など  
 ▶そのほか申告に必要な書類

竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-661303 (自動音 声案内)

# 国保医療費の状況を

## お知らせします



国保税 納めて安心 わが家の健康

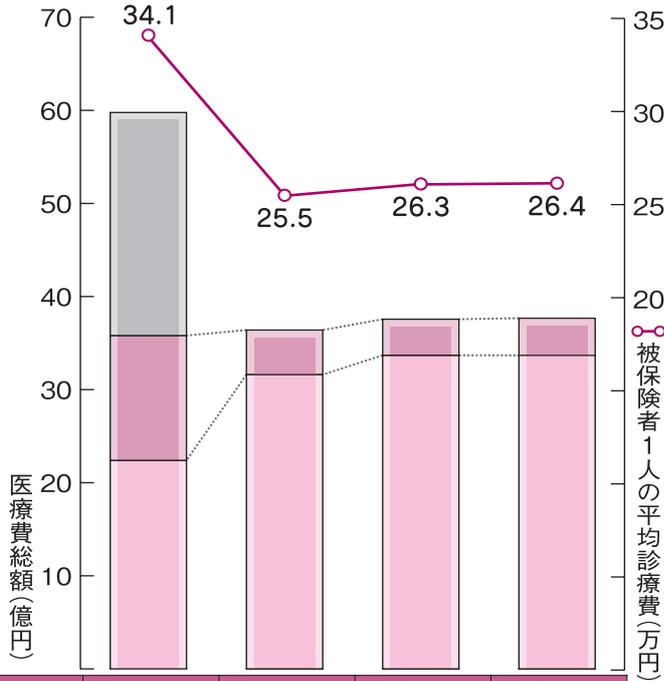
# 国保

お問い合わせは…

国保年金課国保係

☎888-1111(131~133)

▼グラフ1:町国保の医療費総額の推移



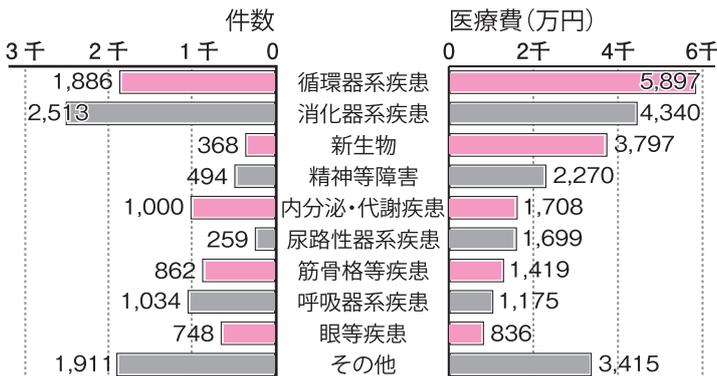
年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保険者数	17,530人	14,289人	14,376人	14,295人
総額(円)	59億7687万	36億3990万	37億7609万	37億7617万
一般 + 退職者医療	35億8089万	36億3990万	37億7609万	37億7617万

■ 一般 ■ 退職者医療 ■ 老人保健

※医療費総額は、3月～翌年2月診療分の合計

※平成20年度からは医療制度改正に伴い、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行したため、老人保健分が減っています。また、退職者医療のうち65歳から74歳までの人が一般に移行したため、退職者医療分が減っています

▼グラフ2:町国保の主要疾病分類別受診件数・医療費割合(平成23年5月中受診分)



■ 私たちの医療費がどのくらいかご存じですか  
平成22年度の町国保の医療費総額は、37億7617万円で、前年度とほぼ同額となりました。

度で36億3990万円だったものが、平成22年度では37億7617万円となり、3年間で3・7%伸びています(グラフ1)。  
今年度においては、10月末現在で前年同期を5%上回っており、増加の傾向にあります。

■ 医療費の主な内訳  
平成22年度の一人当たりの医療費は、▼一般・18万9261円 ▼退職者医療・27万9245円です。  
疾病分類別(グラフ2)では、循環器系・消化器系・新生物などの医療費が多くなっています。特に、糖尿病・高血圧などの慢性疾患は治療が長引くため、医療費が増える要因となっています。

■ 年に1回は健診を受けましょう  
町国保では、加入者を対象として特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めています。また、人間ドック・脳ドックなどの助成も実施しています。  
これらを活用し、生活習慣病予防のための行動変容や、疾病の早期発見・早期治療に努めることにより、医療費の増加を防ぎましょう。

## ▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

# 『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

**国**

国民健康保険の保険税または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。

※お支払いいただく保険税(料)の総額は変わりません

### 手続き方法

▼振替口座の預金通帳▼  
通帳の届出印▼保険証—を持参し、国保年金課窓口にお越しください。なお、手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります。

### ご留意いただきたいこと

- 振替口座について：納税義務者ご本人以外の口座も可能です
- 社会保険料控除について：口座振替へ変更した場合、

所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されません

●振替不能となった場合：口座振替への変更後に振替不能となった場合は、年金からのお支払いに変更させていただきますので、ご了承ください

●これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります

### 遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得、固定資産税、加入者数などにより計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の合計所得が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の所得申告が必要です。

また、所得申告をしていない国保加入世帯は、高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられなかったりする場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険など非課税所得のみの人、前年中に収入のなかった人も、税法上ご家族の扶養に入っていない場合は、必ず所得申告をしてください。

### 保険税(料)の納付額証明書の送付について

平成23年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から、平成24年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、平成23年の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。『特別徴収(年金からの天引

きによる納付)』で納付された分の納付額証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

なお、障害年金・遺族年金から特別徴収されている分は、年金支払者から源泉徴収票が送付されないため、納付額証明が必要な人は各担当課までお問い合わせください。

- 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼国民健康保険税・国保年金課 国保係(131) ▼後期高齢者医療保険料・国保年金課 後期高齢医療福祉係(134) ▼介護保険料・社会福祉課 介護保険係(165)



# 成人おめでとうございます!

## ～20歳のスタート。国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

●こんなときは届出を

項目	種別	届出先	
20歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など 会社員などに扶養されている配偶者	第1号被保険者 第3号被保険者	国保年金課 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先	
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先	
会社などを退職した、転職して自営業になった	第1号被保険者	国保年金課	
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	国保年金課	

**日** 本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。  
 なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

**保険料の額**

▼定額保険料…月額15020円(平成23年度)

▼付加保険料…月額4000円

※付加保険料とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乘せし、2000円×付加保険料納付済月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

**保険料の納付方法**

▼現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関やコンビニエンスストアなどで納付できます

▼口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務所まで申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

※口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの▼通帳▼金融機関届出印

※口座振替には次のような特典があります▼当月分をその月に引き落としにするのと、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割)▼前納(1年前前納・6か月分前納)すると、保険料が割引になります

※たとえば、金融機関やコンビニエンスストアなどから現金で年度分の保険料を前納すると、3200円の割引になります。また、口座振替で年度分の保険料を前納すると、割引額が580円アップし、3780円の割引になります(すべて平成23年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります

**保険料の免除制度等**

保険料納付が困難な人には、次のような免除制度などがあります。

▼学生納付特例制度…前年の

所得が118万円以下の学生の皆さんは、保険料を後から納めることができます

▼若年者納付猶予制度…30歳未満の人は、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、保険料を後から納めることができます

▼全額免除制度…一定の要件に当てはまる場合は、全額が免除になります

▼4分の3免除制度…一定の要件に当てはまる場合は、4分の3を免除、4分の1を納付することになります

▼半額免除制度…一定の要件に当てはまる場合は、半額を免除、半額を納付することになります

▼4分の1免除制度…一定の要件に当てはまる場合は、4分の1を免除、4分の3を納付することになります

※すべての制度で申請が必要になります

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所 ☎824-7121まで

# 子育てを応援します

みなさん、こんにちは。  
寒さが厳しい季節になりました。  
今回は、小学校・ふれあいセンター・児童館 ーなどを利用し  
て実施している『放課後児童クラブ』をご紹介します。



放課後児童クラブとは、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童でその保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」を対象としておりますが、学校によっては年間を通して4～6年生まで利用しており、夏休みのみ4年生以上が利用しているクラブもあります。各クラブでは児童の健全育成を目的とし、年間計画にそって毎月の誕生会・避難訓練・四季を通しての催しーなどを行い、放課後児童指導員のもと異学年の児童がかかわって生活しています。また、舟島・第一小学校区放課後児童クラブは、子ども教室と一緒に活動する子どもプランをそれぞれに行っています。

## 阿見小学校区放課後児童クラブ (学校区児童館)

室内で、将棋・オセロ・ウノなどのゲーム遊びや、竹馬・お手玉・あやとり・折り紙などの伝承遊びのほか、戸外で一輪車・サッカー・バドミントンなどで遊んでいます。また、児童館の行事に参加したり、児童公園で草・花・昆虫などに接し自然豊かな環境で遊んでいます。

## 本郷小学校区放課後児童クラブ (二区児童館)

屋外で、一輪車・縄跳び・ボールなどで体を動かして遊んでいます。また、室内で卓球・将棋・囲碁などの対戦する遊びや伝承遊び・ドミノ・工作などで友だちと協力して遊んでいます。そのほか、児童館の行事に参加し地域の人と交流を深めています。



## 第一小学校区放課後児童クラブ (第一小学校専用施設)

けん玉・おはじき・めんこ・お手玉・こまなどの昔ながらの遊びを中心に工作や遊具を利用した室内遊びやサッカー・ドッジボール・鬼ごっこ・固定遊具など、戸外での遊びを楽しんでいます。特にけん玉の検定やドッジボール大会は、真剣そのものです。

## 舟島小学校区放課後児童クラブ (舟島ふれあいセンター)

こま・竹馬・あやとり・百人一首・将棋などの伝承遊びや、はないちもんめ・かごめかごめなどの集団遊びのほか、シャボン玉・工作などさまざまな遊びで友だちの輪を広げています。また、寒くなるとミサンガ・手編みのマフラー作りなどに挑戦します。



## 第二小学校区放課後児童クラブ (第二小学校の空き教室)

校庭を利用してサッカー・野球・鬼ごっこなどで交友関係を育んでいます。また、室内で将棋・囲碁・トランプ・ドミノ遊びなどの集中する遊びは協力しあって活動しています。そのほか、個々に独自性豊かな絵を描いて楽しんでいます。

## 実穀小学校区放課後児童クラブ (実穀小学校の空き教室)

室内で、空き容器・不要品などを利用して制作活動に取り組み、創作意欲を高めています。また、戸外でサッカー・鬼ごっこ・固定遊具などで友だちとかがわって遊び、何にでも挑戦するなど、遊びの輪を広げています。



## 君原小学校区放課後児童クラブ (君原小学校図工室)

室内で、男女児一緒にごっこ遊びに必要なものをみんなで工夫して作り、そのほか、伝承遊びなどをして遊んでいます。また、戸外や体育館でサッカー・鬼ごっこ・ホッピング・縄跳び・ドッジボール・竹馬・バドミントンなどをしながら体を動かして遊んでいます。

## 吉原小学校区放課後児童クラブ (吉原小学校理科室)

戸外で、固定遊具・ボール・縄跳び・鬼ごっこなどで体を動かし、大好きなバドミントンは夢中になって遊んでいます。また、室内でふうせんはりこ・ワッペン作りなど、それぞれが何にでも挑戦して遊びを工夫しています。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

# 『阿見町地域福祉計画』 を策定しました (みんなで支える福祉のまちあみ)



社会福祉課 ☎ 888-1111 (161・162)

## 計画期間・平成23年度 ～26年度

近年、地域福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯などの増加により、生活のありかたは大きく変化しています。

このような中、東日本を襲った未曾有の震災の際には多くの尊い命が犠牲になる中、隣近所が助け合い命をつないだ事例が数多く報告されています。

このような状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう「みんなで支える福祉のまちあみ」を基本理念とする『阿見町地域福祉計画』を策定しました。

### 社会的背景

少子高齢化やライフスタイル、価値観の変化により、昔ながらの近所付き合いや助け合いの仕組みがなくなりつつあります。

### 策定の背景

日常生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか。

子どもの登下校が不安、災害時の対応が不安、外出したくても交通手段がない、地域のつながりが薄らいでいる—など。

### 地域福祉とは

ふだんの生活の中の不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できることがたくさんあります。

地域福祉とは、そういった課題を地域の中で解決し、誰もが慣れ親しんだ地域で「しあわせ」に暮らせるよう、助け合い、支え合う行動の広がりです。

行政だけでなく、地域の私たちすべてが「しあわせづくりの担い手」として意識し、行動することが大切です。

### 何をやっていくの

住みなれた地域で安心・安全に生活し、年齢や性別それぞれ障害の有無等にかかわらず、個人として尊重され、快適に暮らせる福祉のまちづくり。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、思いやりのある地域の助け合いが必要です。

## 計画の基本目標

### ①地域のつながりと交流の促進

地域福祉の出発点は、近所づきあいをはじめとする人と人とのつながりです。

地域全体のつながりが強まるよう、さまざまな活動や交流の活性化を図り、連携して助け合い支え合う生きがいのある地域づくりを目指します。

### ②安心・安全な地域づくりの推進

犯罪や災害から町民の生活を守ることは幸せな地域づくりの基本です。

虐待や暴力などについて地域の見守りで防止を図り、また福祉サービスの円滑な実施を図り、地域が一体となって安心・安全・健康な地域づくりを目指します。

### ③地域活動・ボランティア活動の推進

地域福祉の推進に向けて、地域活動やボランティア活動などへの活動場所の提供や活動情報の発信などの支援を図るとともに、さまざまな活動を担う人材育成に努めます。

## 計画の推進体制

本計画は、町民をはじめ、町・社会福祉協議会・各行政区・地域活動団体・ボランティア・学校・事業所—などが連携・協働して推進します。

### 地区福祉ネットワーク構想

町では、地域福祉に取り組みにあたって、行政区単位にネットワークづくりを構想しています。この地区福祉ネットワーク構想の実現に向けては、行政区と町・社協が連携し取り組んでいきます。

また、本計画で定めた具体的な取り組みについての進捗状況を点検するために、状況把握アンケート点検などを実施しながら、それぞれの目標の進捗状況の点検を行っていきます。



# ご利用ください! 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

# 介護 保険

社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

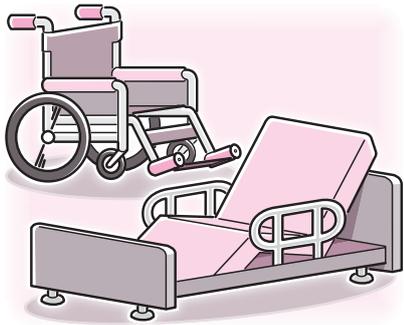
**介** 護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

## ■福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割が自己負担です。福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネージャーなどにご相談ください。

## ▼対象となる福祉用具(12種類)

- 車いす
- 車いす付属品(電動補助装置など)
- ▼特殊寝台
- ▼特殊寝台付属品(サイドレールなど)



- 床ずれ防止用具
- ▼体位変換器
- ▼手すり(工事をともなわないもの)
- ▼スロープ(工事をともなわないもの)
- ▼歩行器
- ▼歩行補助つえ
- ▼認知症老人徘徊感知機器
- ▼移動用リフト(つり具を除く)

## ■特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の9割が払い戻されます。このサービスを受けるためには、いったん全額を自費で支払い、社会福祉課介護保険係窓口へ申請する必要があります。購入前に、ケアマネージャーなどにご相談ください。

## ●対象となる特定福祉用具(5種類)

- ▼腰掛け便座

特殊尿器

▼入浴補助用具

▼簡易浴槽

▼移動用リフトのつり具

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です。1割が自己負担のため、支給額の上限は9万円です

※原則として同一年度内に同じ種類の福祉用具を2回以上購入することはできません

## ■住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのため住宅改修工事にかかった費用の9割が払い戻されます。このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を社会福祉課介護保険係窓口へ提出する必要があります。工事前にケアマネージャーなどにご相談ください。

## ●対象となる工事

- ▼手すりの取り付け
- ▼居室や廊下などへの転倒防止用の手すりの取り付け
- ▼段差の解消
- ▼玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け
- ▼居室と廊下の段差の解消
- ▼床のかさ上げ
- ▼床材の変更
- ▼浴室などの滑りにくい床材への変更
- ▼車



いすでの移動を円滑にする床材への変更

▼引き戸などへの扉の取り替え

▼アから引き戸への扉の取り替え

▼ドアノブの取り替え

▼洋式便器などへの取り替え

▼和式便器から洋式便器への取り替え

▼および、その際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えにともなう場合に限る)

※そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

※利用限度額は20万円です。1割が自己負担のため、支給額の上限は18万円です

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

# NPO等と町が協働のモデル事業を実施しています

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-273)

県では、今年度「新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業」を募集しました。

この事業は、NPO等の専門的なノウハウを活用しながら多様な主体との協働による事業を推進し、「新しい公共」による取り組みの継続、発展の環境づくりを進めることを目的とすることから、NPO等と行政（県や市町村）が連携して応募するか、NPO等と行政（県や市町村）を構成員に含む協議体を組織し応募することとされています。

## 「新しい公共」とは

「行政」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案および提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み・体制・活動などをいいます。

去る6月1日～7月15日に提案募集され、公開のプレゼンテーションおよび茨城県新しい公共支援事業運営委員会による審査を経て、阿見町に事務所を置くNPO法人アニマルセラピー協会が中心となり連携して応募した「在宅高齢者の健康づくりのためのアニマルセラピー事業」が採択事業の1つに選定されました（応募件数19件に対し、採択された事業は6件）。

以下で簡単に事業内容等をご紹介します。

### ●アニマルセラピーとは？

動物（イヌやネコなど）とのかかわりによって人の健康の質を向上させようとする方策で、高齢者の健康づくりなどに効果的と考えられています。これまでも、高齢者施設に入所されている人などを対象にNPOの自主事業として実施されてきました。

### ●今回の事業は？

要件に該当する在宅高齢者に対して、試験的にアニマルセラピーを実施することで、その効果を数値的に検証するとともに高齢者の健康回復・維持へとつなげようとする試みです。

### ●どんな連携で実施するの？

NPO法人アニマルセラピー協会、NPO法人まい・あみ、茨城大学農学部生物生産学科応用動物行動学研究室、町社会福祉協議会、町の連携によって実施します。

### ●どうしてこのような連携が実現したの？

この連携は、今回の県への応募に際してアニマルセラピー協会から各組織へ呼びかけられたことがきっかけとなりました。アニマルセラピーの効果を検証すること、さらには高齢者の健康回復・維持を図ることは、それぞれの組織目標にもつながるものであり、この事業実施はそれぞれにとってメリットがありました。一方で、在宅の高齢者に対してのアニマルセラピー実施は、対象者の絞込みや広報力などが課題となり、NPO単独では困難という面もあります。それぞれの共通目的の達成に寄与する事業であること、そしてそれぞれの組織の強みを出し合わなければ実施不可能な事業であったことが今回の連携実現につながったのです。

今年度中に一定の完結を図らなければならないため、スケジュール的に大変厳しくはなっていますが、このような「協働事業」が今まさに阿見町で動き出しています。今後、このような活動がさらに活発になるような土壌を皆さんとつくり上げていきたいと考えています。なお、県では平成24年度についても「新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業」の募集が予定されておりますので、町との連携で応募を希望されるNPO等代表者の人は町民活動推進課へご相談ください。

# 町民活動センターだより

## 《えがお》

町民活動センター ☎888-2051 業務時間：月曜日を除く午前10時～午後9時

町民活動センターで活動・登録をしている皆さんが、『さわやかフェア2011』に参加し、活動のPRを行いました。各団体の人たちに次の項目について答えていただきました。

- ①活動の内容（日頃の活動もしくはさわやかフェアでの活動）
- ②さわやかフェアに参加しての感想
- ③その他（協働や今後の活動について）

### フラワーアレンジメント

- ①花を通して人と人のつながりを大事にしています。楽しくわいわい、生き生きとやっていますので、参加してみてください。さらに、基本からしっかり勉強したい人には別の時間も設けています
- ②毎回参加しています。今年は何人かの人が「1年間楽しみにしていたの」と言われ、嬉しかったです
- ③老人施設や地域の人に要望があれば、ボランティアで指導いたします



### 楽しい陶芸

- ①毎週木曜日午後4時30分～7時30分の間に活動センターで活動しています。陶芸を通して喜びと感動を共有し、人と人のつながりがもてる楽しい陶芸を願っています。楽しいをモットーに、作風にとらわれず、おもいおもいに作陶に励んでいます
- ②当日の予想は雨でしたが天候に恵まれ人出が昨年より多く感じられました。どの催事も人だかりになってにぎわっていました。私たちの展示場も大変にぎわい来場者からも好評でした。来年も楽しみにしていますと言っただき、また今回作品を展示した人からも好評でした



### 和田工房

- ①楽しく作品を仕上げるために、用具の使い方選び方から始めます。子どもたちは学校では時間的に造るのが難しいものにチャレンジし、大人の方はカルチャーセンターで興味があった講座を希望されますので少人数で実施し満足感を得るために技術力アップします
- ②楽しい一日ですので、お客さんがもっと増えるような企画を来年は考えます。期待してください
- ③自分勝手な思い込みの親切・協力・話しかけにならないで、相手の必要とすることに自分自身が負担と感じない歩み寄りでゆっくり確実に前進できるとよいと思います。双方が理解、受け入れ合う思いやりがあるとスムーズに前進できると思います



### 愛犬家サークル犬愛（ワンラブ）

- ①「不幸な犬を減らすこと」を目標に愛犬家のマナー啓発や愛犬家同士の交流を行っています。『さわやかフェア』の売上で、動物愛護団体への支援も行っています
- ②今年で5回目の参加となります。今年は東日本大震災において、犬猫の迷子が多かったので、スイーツデコ迷子札作り体験を実施しました。多くの人と交流を持って、迷子札着用を呼びかけられました。その売上で被災犬を保護する団体へ支援できます。『さわやかフェア』に参加させていただくことで、メンバー間の会話が弾み、日頃の活動を活性化させることにもつながっています。今後も引き続き参加させていただいたら幸いです
- ③犬と人間の共生が心地よくなるように、公園の清掃活動をはじめとしたマナー啓発に取り組んでいます



これらの団体のほかに、『パソコン学習会』も参加者の日頃の成果を発表するなどし、大いに活動PRを行いました。町民活動センターを通して活動されているボランティアの皆さんの年間の発表会的な存在になっているのが、『さわやかフェア』です。年々参加するメンバーが増え定着していることで手狭になっているイベントスペースですが、皆さんうまく使い分けて、それぞれの活動の発表に活用されていました。活動センターは、そんな皆さんのボランティア活動をサポートしてまいります。

# 図書館へようこそ!

## 開館時間

火～金曜日/午前9時～午後7時

※土・日・祝日は午後5時まで

問い合わせ ☎ 887-6331

町立図書館は、どなたにでもご利用いただける、町の生涯学習施設です。地域のみなさんの心と生活の豊かさと、町の活性化のための活動を支援しています。中央公民館と同じ敷地内にあり、交通も至便な場所で広い駐車場も完備しています。まだいらしたことがない人も、どうぞお気軽に図書館へお出かけください。



## 図書館ってどんなところ?

図書館では、約14万冊(!)ある図書や、雑誌・視聴覚資料(CDやDVD)などを、無料で閲覧・借りていただけます。図書館のホームページ([http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library\\_index.htm](http://www.town.ami.ibaraki.jp/toshokan/ami-library_index.htm))でも、簡単に図書やCDの検索ができますので、一度のぞいてみてください。

### ▼図書館司書おすすめの一冊

本好きの人だけでなく、あまり読書と縁がなかった人にも参考にしていただけるよう、図書館所蔵の書籍をご紹介します。ご紹介したエッセイなどの文学作品のほかにも、さまざまなジャンルの本(絵本・お料理・ガーデニング・歴史・現代社会・科学・音楽・スポーツ——など)をご用意しています。お気軽にご来館ください。

#### 『プロムナード』 道尾秀介著 ポプラ社

道尾秀介といえば、『月と蟹』で今年度の直木賞を受賞したことは記憶に新しいが、今回お薦めしたいのは、この新進気鋭の推理作家初のエッセイ集で、デビューから6年の間に雑誌に掲載された文章をまとめ、一冊の本にしたものです。日常の何気ないエピソードから、まさかそんなことが!という出来事、お気に入りの映画や本、漫画の紹介と、17歳の時の自筆絵本、処女作となる19歳の時の戯曲が収録されています。中でも、第Ⅱ章「混沌の死体」では、推理作家になるきっかけが紹介されているのですが、これが普通ではないのです。仕事の合間に立ち寄った古書店で、たまたま手に取った「都筑道夫」の本に衝撃を受け、作家になることを決意し、その日のうちにペンネームまで決めてしまったというのです。世の中には、運命の出会いというものがあるのだと思わされます。彼の小説を読まれた人なら、このエッセイ集を読んで、なるほどそういうことなんだ、と納得されるのではないのでしょうか。普段何気なく過ごしている、平穏な日常生活の中にある驚きや発見を鋭く観察し、心の中にスケッチしていくことの積み重ねが、彼の小説の源となっているのだと。『プロムナード』とは、散歩という意味のようです。平凡な私などでも、散歩するように日々の生活をゆとりを持って過ごし、感性のアンテナを広げていけば、小説家になるのは無理でも、もしかしたら今よりもっと豊かな人生を送ることはできるかもしれない、と思わせてくれる一冊です。(町立図書館 土谷妙)

## 読書のほかにもいろいろな企画にご参加いただけます



▲「蝶々の標本をつくろう!」より

図書館やボランティア団体、地域のみなさんが企画したさまざまな企画やイベントに参加できます。『広報あみ』お知らせ版の「図書館だより」や、図書館で配布している「あみ★ライブラリー」で、毎月のイベントをご紹介します。

- ▼講演会や講座・教室 夏休みや生涯学習フェスティバルに合わせて、さまざまなイベントを企画しています(左写真)
- ▼幼児・児童向け読み聞かせ ボランティアのみなさんが、毎週火曜日(絵本の読み聞かせ)と毎月第1日曜日(かみしばい)に、読み聞かせをしています。赤ちゃんからご参加いただけます
- ▼ギャラリー展示会 地域のみなさんが創作した作品を展示しています。絵画や写真などの展示会が2階ギャラリーで行われています

## よくあるご質問

- Q. 自分では車の運転をしないので、なかなか図書館まで行けません。近くの公民館図書室は良く利用しますが、そこには置いてない本も読みたいと思います。何か良い方法はありませんか?
- A. お近くの公民館図書室に、図書館の本やCDを取り寄せることができます。図書館や各公民館図書室のカウンターに備え付けの用紙で、申し込んでください。また、図書カードのパスワード登録をされると、図書館のホームページから、検索した本を予約することができます。公民館図書室へ取り寄せる予約も可能ですので、ご利用ください。  
また、最近、町のデマンドタクシー「あみまるくん」を利用して、来館される人も増えています。「あみまるくん」の利用方法・利用登録などについては、町役場までお問い合わせください。

図書館利用についてご不明な点は、お気軽に図書館にお問い合わせください

# お知らせ

Information

## 離乳食もぐもぐ教室参加者募集

▼期日 平成24年1月31日(火)  
▼時間 午前9時30分～正午(受付:9時～9時20分)  
▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

▼対象 8～15か月になる子とその保護者 ※対象月齢以外の人はお問い合わせてください。以前、標記もぐもぐ教室に参加した人は受講不可

▼内容 9～18か月の離乳食について講義・実習・試食用具・エプロン・三角きん・ふきん・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごつくん教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも

▼申込期間 平成24年1月4日(水)～17日(火)まで

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

## 臨時職員募集

▼教育相談センター指導員  
▼勤務期間 平成24年4月2日(月)～平成25年3月29日(金)  
▼勤務日時 毎週月～金曜日のうち週30時間未満(昼1時間休憩)

▼勤務場所 教育相談センター

▼勤務内容 教育相談センターに通所する児童・生徒の指導

▼時給 1150円

▼応募資格 教員免許状(小学校または中学校)保持者

▼学校図書司書  
▼勤務期間 平成24年4月6日(金)～平成25年3月22日(金)  
▼勤務日時 毎週月～金曜日(夏休み・冬休み・祝日・など休校日を除く)午前9時～午後3時(昼1時間休憩) ※学校によって変動あり

▼勤務場所 町内小学校

▼勤務内容 図書室の図書整理・貸出・返却・図書選定など

▼時給 860円

▼応募資格 図書館司書資格または教員免許状(小学校もしくは中学校)保持者

## 特別支援員

▼勤務期間 平成24年4月6日(金)～平成25年3月22日(金)  
▼勤務日時 毎週月～金曜日(夏休み・冬休み・祝日・など休校日を除く)午前8時30分～午後3時(昼1時間休憩) ※学校によって変動あり

▼勤務場所 町内小中学校

▼勤務内容 心身に障害のある児童の学校生活上の支援

▼時給 830円

▼学校用務員  
▼勤務期間 平成24年4月2日(月)～平成25年3月22日(金)  
▼勤務日時 毎週月～金曜日(祝日など休校日を除く)①午前7時～午後4時45分のうち7時間45分(昼1時間休憩)②午前9時～午後3時の5時間(昼1時間休憩) ※いずれも学校によって変動あり

▼勤務場所 町内小中学校

▼勤務内容 学校内の清掃などの管理業務・教職員の用務補助など

▼時給 760円

▼勤務条件はいずれも有給休暇あり

▼募集人数はいずれも若干名  
▼応募期間はいずれも平成24年1月17日(火)まで

▼応募方法はいずれも履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

## 選考方法はいずれも書類選考・面接(日程は後日連絡)

▼問合せ 学校教育課 ☎888-1111(320)

## 阿見棋友会から

### 「新春将棋大会」参加者募集

▼期日 平成24年1月22日(日)  
▼時間 ▼受付:午前9時から  
▼対局:10時から ▼解散:午後5時

▼場所 中央公民館2階和室  
▼参加料 ▼一般:1500円 ▼会員:1000円 ▼中学生以下:600円(食事代含む)

▼問合せ 阿見棋友会 野口 ☎887-6581

## 東京医大市民公開講座

▼期日 平成24年2月4日(土)  
▼時間 午後2時～3時

▼場所 東京医科大学茨城医療センター 医療福祉・研究センター1階多目的ホール

▼内容 「知っておきたい糖尿病の話!」～最近の糖尿病の新薬について

▼講師 松本晃一氏(東京医科大学茨城医療センター薬剤師・糖尿病療養指導士)

▼その他 入場無料。申込不要

▼問合せ 東京医科大学茨城医療センター企画・広報室 ☎887-1161(7691)

## 〈広告欄〉

**住まいのことから美都住建へ**

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせて、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号  
【本社】阿見町実穀 1283-10  
**(株)美都住建** TEL.029-842-7196  
【海板沼和】阿見町中央 1-5-32

**リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!**

LIXIL 住生活グループ

屋根材 **T-ルーフ**

美しいデザイン・雨音が静か  
軽いから地震に強い  
丈夫で優れた耐久性  
リフォームにも最適

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...  
費用はどれ位かかるんだろう...など  
住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。  
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(3)第5548号  
阿見町中央 1-5-32  
**(有)美都ツ和** TEL.029-891-2200

# お知らせ

Information

## 「放射線アドバイザー派遣事業」実施

県では、自治会などが主催する会合に放射線の専門家を派遣し、放射線の基礎知識や健康への影響について分かりやすく説明する標記事業を、(社)県原子力協議会に委託して実施します。

▼期日 平成24年3月15日(木)まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼時間 午前10時～午後5時

▼対象 自治会・町民団体・PTAなどの各種団体が主催する、参加費が無料の講座

▼申込方法 派遣希望日の2週間前までに、町放射線対策室の窓口にて備え付けの申込用紙に記入し、郵送またはフアクシミリで左記に申し込む

▼その他 ▼アドバイザー派遣に関する経費(旅費・謝金)は無料です ▼講座の時間・内容などの詳細は、追って打ち合わせとなります ▼講座に必要なパソコン・プロジェクト・スクリーンおよび資料などは、原則各団体でご用意ください ▼会場使用料・参加

者の取りまとめ・司会進行は、各団体でお願いいたします

▼申込先 (社)県原子力協議会企画課 〒319-1112 那珂郡東海村村松225-2 ☎029-282-3111 FAX029-283-0526

▼問合せ 放射線対策室 ☎888-1111(128)

## 非常勤職員募集

### ●社会教育指導員

▼勤務期間 平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

▼勤務日時 土・日を含む週3日以上、午前8時30分～午後5時15分(昼1時間休憩)

▼勤務場所 町内公民館またはふれあいセンター

▼勤務内容 各小学校に置かれている「ふれあい地区館」活動の運営・振興

▼月給 105400円

▼募集人数 若干名

▼応募資格 簡単なパソコン操作のできる人

▼応募方法 履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を直接左

記に提出する ※郵送不可

▼問合せ 中央公民館 ☎888-12526

▼図書館長

▼勤務期間 平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

▼勤務日時 土・日を含む週5日、午前8時30分～午後7時

▼勤務場所 町図書館

▼勤務内容 町図書館の運営・管理

▼月給 129700円

▼募集人数 1人

▼応募方法 ▼履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

▼問合せ 町図書館 ☎887-6331

▼予科練平和記念館長

▼勤務期間 平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

▼勤務日時 土・日を含む週5日、午前8時30分～午後5時

▼勤務場所 予科練平和記念館

▼勤務内容 予科練平和記念館の運営・管理

▼月給 129700円

▼募集人数 1人

▼応募方法 ▼履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

▼問合せ 予科練平和記念館 ☎891-3344

▼勤務条件はいつでも有給休暇あり

▼応募期間はいつでも平成24年1月17日(火)まで

＜広告欄＞

## 夢実現を応援する青春の学び舎

### 平成24年度一般入試日程

出願期日	1月9日(金)
試験日	1月15日(日)
試験科目	国・数・英(記述式)
合格発表	1月23日(月)

大学現役合格率98%  
今年も特進ゼミ・進学ゼミコースから国立大学へ複数合格!  
奨学生制度あり!

## 霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380  
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

## たくましさと優しさを共に育てる

### 平成24年度入試日程

	一般入試(第1回)	一般入試(第2回)
出願期間	12月12日(月)～21日(水)	1月11日(水)～17日(火)
試験日	1月5日(木)	1月22日(日)
試験科目	国語・算数・理科・社会	国語・算数・作文
合格発表	1月11日(水)	1月25日(水)

## 霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地  
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016  
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

「身体障害者健康診査」実施(無料)

期日 ①平成24年2月9日(木) ②17日(金)

時間 午後2時受付

場所 (勸霞ヶ浦平成成人病研究事業団健診センター)

対象 町内在住で、常時車いすを使用している在宅の身体障害者(下肢および体幹機能障害)の人 ※医療機関で1年以内に同様の検査を受けた人、施設入所者、町の健康診査受診者を除く

申込期間 平成24年1月16日(月)まで

申込方法 身体障害者手帳・印鑑を持参のうえ、直接左記に申し込む ※土・日・祝日および年末年始を除く

問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎888-12943

農業委員会委員選挙人名簿登録申請

町選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を調製しています。この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、各農家からの申請に基づいて資格調査が行われます。この名簿に登録されていない場合は、農業委員選挙

の投票とリコールの請求ができなくなりしますのでご注意ください。

資格要件 次の①②を満たし、③または④に該当する人は、「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を必ず提出してください。

①平成24年1月1日現在で町内に住所を有する ②平成24年3月31日現在で満20歳以上 ③10アール以上の農地を耕作している。および耕作している人と同居している親族または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している ④10アール以上の農地を耕作し業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、年間おおむね60日以上耕作に従事している

申請方法 12月中旬に農業委員会から各農家組合長に申請書を配布しますので、それに記入して各農家組合長が取りまとめのうえ、平成24年1月10日(火)までに当委員会に出してください ※農家組合長のいない地区については、各農家世帯に郵送します。また、申請書が届かなかつた人や紛失してしまった人は、左記までご連絡ください

問合せ 農業委員会事務局 ☎888-1111(184・185)

「少年少女ミニバスケット教室」参加者募集

期日 平成24年2月5日(日)

時間 受付：午前8時30分から 開会式：9時から ※正午終了

場所 阿見小学校体育館

講師 日本プロバスケットボールリーグ(bjリーグ)4人

対象 町内在住の小学生

募集人数 100人(定員で締切)

参加料 無料

申込期間 平成24年1月12日(木)まで ※郵送の場合は必ず着

申込方法 住所・氏名・性別・学校名・学年・電話番号を明記のうえ、郵送・ファクシミリまたは直接左記に申し込む ※町内のミニバスケットボール少年団に所属している人は所属少年団を通して申し込む。それ以外の人は個別に申し込む

その他 運動できる服装(ユニフォーム・ジャージなど)でお越しください。また、バスケットボールをお持ちの人は、ご持参ください

問合せ 〒300-0392 阿見町中央1-1-1 役場生涯学習課社会体育係 ☎888-1111(328・329) FAX 888-3601

「介護者交流会」参加者募集

期日 平成24年2月10日(金)

時間 午前10時30分総合保健福祉会館出発(午後3時帰着予定)

内容 筑波山神社参拝と意見交換会

参加料 100円 ※昼食代のみ自己負担

申込期間 平成24年1月31日(火)まで

申込方法 電話または直接左記に申し込む

問合せ 町社会福祉協議会 ☎887-10084

「(社)シルバー人材センター」入会説明会開催

当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人を対象として、標記説明会を開催します。なお、入会に際しては承認制となっております。

期日 平成24年1月17日(火)

時間 午前10時～正午

場所 (社)シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

問合せ (社)シルバー人材センター ☎888-12036

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

# 広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

皆様にご満足いただける「本格派書店」を目指します。

今年も残りわずかです。来年の準備はお済みですか？

手帳・カレンダー・図書カード好評販売中

## オークスブックセンター阿見店

年末年始も休まず営業します。

カスミフードスクエア阿見店(R125号バイパス沿い) 2階  
稲敷郡阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 <http://www.oaksbc.co.jp>

# 平成24年2月2日(木)開館記念日は入館無料です

## ●第4回所蔵資料展『重キ務メヲナシオヘテー除隊記念品展』開催

明治維新により近代国家としての一步を歩み出した日本。大日本帝国憲法に徴兵の義務が明文化され、成人男性は一定期間兵役の義務を負いました。無事に満期をむかえ故郷に帰った人たちは、帰郷のあいさつも兼ねて記念品を配りました。今回の展示では、盃を中心とした明治期の除隊記念品とあわせて、当館所蔵の陸軍関係資料を展示します。

**開催日時** 平成24年3月25日(日)まで  
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

**場所** 予科練平和記念館 20世紀ホール  
**観覧料** 常設展観覧料に含まれます / 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)  
※( )内は20人以上の団体および各種割引カード提示による割引料金

## ●義援金のご協力ありがとうございました

東日本大震災への館内での募金が68,330円集まりました。募金は9月で終了し、町社会福祉課を通じて日本赤十字社に寄附しました。善意のご協力ありがとうございました。

## ●お土産にいかがですか

館の売店では、町特産のヤーコンを使用したクッキー「予科練の街クッキー」を販売しています。懐かしい味のクッキーで幅広い年代に好評です。年末年始のごあいさつのお土産にぜひご利用ください。売店までは自由にお入りいただけます。

▶予科練の街クッキー  
12枚入り 1,200円  
10枚入り 1,050円  
6枚入り 600円  
があります。



●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

## ●定例相談●

**人権相談 / 行政相談** 日時:1月5日(木)2月2日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

**子育て相談** 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

**教育相談** 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

**心配ごと相談** 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

**結婚相談** 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

**高齢者総合相談** 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

**消費者相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

**交通事故相談** 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

## ●人口と世帯●

●総人口 47,947人 (-12)

●男性 23,827人 (+6)

●女性 24,120人 (-18)

●世帯数 18,276世帯 (+36)



▽12月1日現在▽常住人口ベース▽ ( )内は前月比▽総務課調べ

### 1月の納税等

町県民税(4期)  
国民健康保険税(8期)  
後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 1月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 2月の納税等

固定資産税(4期)  
国民健康保険税(9期)  
後期高齢者医療保険料(8期)  
介護保険料(6期)

納期限 2月29日(水)

### 交通事故発生状況 11月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	傷	18人(+10)
出場件数 21件(+5)	中傷	傷	6人(+4)
	重傷	傷	0人(±0)
※救急車の適正な利用を お願いします	死亡	死亡	0人(±0)
	合計	合計	24人(+14)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店